

PCB 廃棄物処理の現状と今後の見通しについて

～日本環境安全事業（株）に聞く～

平成24年3月

協議会事務局

保管中 PCB 廃棄物の処理については、一昨年、その処理にあっている日本環境安全事業株式会社（JESCO）東京事業所に問い合わせ、その結果を Q&A 形式にて会報 121 号（2011 年 1 月号）に掲載したところですが、あらためて最近の状況について回答をいただきましたので、情報提供いたします。

なお、JESCO は、国（環境省）の基本計画により PCB 廃棄物を処理するために設立された全額政府出資の「特殊会社」という範疇の会社です。したがって、処理の方針等を決定するにあたっては、国や関係行政機関の関与があることをご承知おき下さい。

はじめに、概況をお聞きます。

Q1 東京事業所は平成 17 年 11 月に操業を開始し、その直後の漏洩事故による操業停止や、設備の不具合により処理が計画より遅れているとのことですが、現状はどうですか？

A 操業開始直後のマイナス分は挽回できていませんが、平成 20 年下期より処理能力を向上させ、その後年々処理台数を増やしております。予算比において平成 24 年度は、対平成 23 年度、10%弱の増加を目指しております。

Q2 処理施設が東京都内に立地しているため、1 都 3 県の環境部署間での取り決めで、東京都内分の処理を平成 22 年度末までに優先して完了させ、その後 3 県分の処理を本格的に行うと聞いていますが、どのような見通しですか？

A 平成 23 年度末時点の東京都内分の処理進捗率はトランスが 70%、コンデンサが 51%で、特にコンデンサの処理が遅れております。原則引き続き受入処理比率は、[東京都 9 : 3 県 1] で推移する事となっております。東京都内分のコンデンサの処理終了にはあと 3 年位かかる見通しで（一部処理困難物として残るものがある）、3 県分の本格的処理開始は平成 27 年度位からと想定をしております（最終決定は東京都と 3 県の環境部署の協議によります）。

Q3 東京都内以外の PCB 廃棄物も処理されていると聞きますが？

A 東京処理施設の年間総受入台数の 10%は 3 県分も受入処理を行っています。ただし、その選定には 3 県の環境部署の了承を必要とし、緊急対応を要するもの（倒産者分、清算中の会社、ご高齢の保管者等のもの）に限られ、官公庁や民間大企業等は後回しとなっています。

Q4 神奈川県内の保管事業者分はいつ処理の順番が回ってくるのですか？

A Q2 の回答にあるように、毎年年度末開催予定の「首都圏広域協議会」（1 都 3 県、政令市、環境省、JESCO で構成）にて協議された結果によります。平成 24 年 3 月の「協議会」では、原則は替えられておりません。

Q5 処理の連絡はいつごろ来るのですか？突然では困ります。

A 保管事業者さんが計画的に対応できるよう、余裕を持って連絡いたします。

Q6 ところで最近PCB油を保管場所で抜き取っていただける業者さんが現れてきていると聞きますが、どのような背景があるのですか？

A 東京処理施設へのPCB廃棄物の受入にあたって、JESCOは、東京都及び江東区と協議した受入規準を設けています。トレイを含めて6トン以上のPCB廃棄物（特に大型トランスが中心）は、保管場所にてPCB油を現場抜油したり、部品を取り外し、軽くして搬入せねばならないこととなっています。現場抜油を行う業者は複数社あり、現場抜油実績は相当数あります。

Q7 では、PCB油を保管場所で抜き取って、残ったトランスの筐体は洗浄して普通の産廃として処分することはいかがでしょうか？

A 現場抜油をしてもPCB油はトランスの中に5~10%程度は残ります。また抜油後のトランス筐体内のPCB濃度を規準（0.5ppm）以下に下げるとは至難な業であり、現場抜油をしても一般の産廃として処分はできません。

蛍光灯安定器の処理について伺います。

Q8 東京事業所での処理は現在停止したままですが、いつ再開されるのですか？

A 東京処理施設の現有設備では安定器の処理がうまくゆかず、現在、受入処理は中止しており再開の目途はついていません。

Q9 では蛍光灯安定器の処理はどうなるのですか？

A 当地区の安定器の処理についてはJESCOだけで今後の方向を決めることは不可能であり、環境省に相談をしており、まだ明言できない状態にあります。JESCOでは安定器を含めたウェスや感圧紙等の「PCB汚染物」の処理については、北九州事業所で第二期施設を完成させ処理を開始しています。また北海道事業所で同様の施設を建設中であります。

Q10 その北九州事業所での蛍光灯安定器の処理費が10倍以上に跳ね上がりましたが、その原因は何ですか？

A 北九州事業所で安定器の処理を開始するにあたり新たな処理料金を公表しました。東京は安定器処理用の新たな施設を設けることなく、既存のトランスとコンデンサの処理ラインを大部分使用するため安価な処理料金となったものです。北九州事業所は安定器を含めたPCB汚染物専用の施設を新たに建設したため、収支合い償う計算で新料金となりました。

Q11 とすれば、関東地区保管分の処理費も将来処理が再開した場合、北九州事業所のような高い値段になるのですか？

A 東京処理施設では安定器処理の見通しはたっていませんが、当地区の安定器の処理をするにあたってはこの新料金でお願いをしております。またPCB処理は国策として実施するもので、その処理料金は全国一律という考え方によるものです。

微量PCB廃棄物の処理についてお伺いします。

Q12 まず、微量PCB汚染物と普通のPCB物との境界はどこにあるのですか？

A JESCOで処理をするPCB濃度は、高一低の定義というものはありませんが、50~60%（500,000

～600,000ppm) 以上の高濃度のものです。微量PCBを含む電気機器は、平成14年に「PCB特措法」が施行された以降に発覚されたもので、かつて意図してPCBを使用しなかった電気機器に原因不明でPCBが混ざったものなので、PCB濃度は0.1% (1,000ppm) 以下のものが多い。

Q13 微量PCB廃棄物の処理の見通しはどうか？

A 現在 JESCO ではなく環境省にて検討を行っております。微量PCB汚染絶縁油の無害化処理は、東京都江東区内の東京臨海リサイクルパワー株式会社 (TRP) が環境大臣認定を取得し平成23年10月6日より受入を開始しました。JESCOの化学処理とは異なり高温焼却により無害化するものです。詳細はTRPのホームページをご覧ください。

日本環境安全事業(株)東京事業所とは

東京PCB廃棄物処理施設は、東京都、江東区のご理解の下に受入表明がなされ、平成16年8月に北九州事業、豊田事業に次ぐ三番目の事業として着工しました。その後、建設工事を進め、平成17年6月から10月まで試運転を実施しました。平成17年10月3日に東京都知事よりPCB廃棄物処分業の許可をいただき、平成17年11月22日よりPCB廃棄物の早期処理に向けて操業を開始しました。(同社ホームページから)